

議案第 4 3 号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中「うち4時間」を「うち3時間30分又は4時間15分（公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者が別に定める時間。以下同じ。）」に、「当該4時間」を「当該3時間30分又は4時間15分」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【議案第43号関係】

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
(週休日の振替等) 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の<u>うち3時間30分又は4時間15分(公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任免権者が別に定める時間。以下同じ。)</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて<u>当該3時間30分又は4時間15分</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	(週休日の振替等) 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の<u>うち4時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて<u>当該4時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。